

教育委員会会議録要旨(令和5年第8回)

定例会	日時	令和5年4月25(火) 午後1時30分
	場所	明石市役所分庁舎4階教育委員会室
出席者	委員	北條英幸 教育長 橘幸男 委員 柏木輝恵 委員 橋本彰則 委員 川本まり子 委員
	事務局	長田局長 田辺室長 北迫次長(指導担当) 新田次長(給食担当) 中田次長(明石商業高校福祉科準備担当)兼明石商業高校福祉科準備担当課長 西山総務担当課長 小島学校教育課長 池田文化・スポーツ室文化財担当課長 稲原文化・スポーツ室文化財担当歴史文化財係再任用職員

次 第

○報告事項

1. 明石市指定有形文化財への指定について
2. 新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置づけられることに伴う学校の対応について
3. 著作権侵害に基づく賠償請求和解について

開催

(北條教育長)

それでは、ただいまから、令和 5 年第 8 回定例会を開会します。

本日の署名委員は、柏木委員をお願いします。

前回の審議事項は、議案第 16 号「明石市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定のこと」について、審議し、原案のとおり可決されています。ご確認ください。

まず、本日の議事についてですが、報告事項 3「著作権侵害に基づく賠償請求和解について」は、「その他傍聴を認めることにより、個人の権利の侵害のおそれがある事項又は教育行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれがある事項」として、教育委員会会議規則第 13 条第 4 号により非公開として審議してよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(北條教育長)

それでは、本日の審議を始めます。本日は報告事項のみです。

まず、報告事項 1「明石市指定有形文化財への指定について」、説明をお願いします。

(池田課長)

令和 5 年 3 月 27 日付けで、2 つの物件を明石市の指定有形文化財に指定しましたので報告いたします。

1 件目は、弁財船の模型でございます。東二見にある御厨神社の所有でして、江戸時代のものでございます。全長約 225 センチ、船底に寄贈者と奉納時期が書いてあります。この模型は、弁財船の中でもイ

サバと呼ばれる小型船で、絵馬では香川県や神戸の神社に奉納されているもの、また図面では神戸大学海事博物館等に保存されているものもありましたが、今回の模型はそれを裏付ける全国でも数少ない貴重な資料です。奉納年代も 1835 年と相対的に古く、江戸時代の瀬戸内海の海上交通を捉える上で文化的価値が高いということで、この度指定となりました。

2 件目は、中崎公会堂でございます。市役所東側の相生町にあり、明石市が所有しており、明治時代のものでございます。奈良・鎌倉時代の寺院建築様式を取り入れた建物で、小屋組に木造トラス構造を採用しており、大規模な大広間を構築しています。また、玄関は唐破風の屋根を持ち、柱はエンタシスと言いまして中間部から上部にかけて徐々に細くした形状となっています。天井は二重折上格天井であり、書院は装飾的な花頭窓を設けております。中崎公会堂は様々な様式を巧みに組み合わせ、細部に意匠を凝らした明治後半期を代表する近代和風建築として文化的価値が高いということで、この度指定となりました。指定文化財になることで、今後所有者の変更、文化財の所在の変更等について、届け出が必要となるなど制限が付きましますけれども、修繕等に係る経費について 50%の補助が公費から賄われることとなります。

なお、御厨神社の弁財船につきましては、明日、指定文化財となった指定書の授与式を予定しております。これを機会に、その他の指定文化財も含めまして多くの方に関心を持っていただけるよう PR をして参ります。以上でございます。

(北條教育長)

弁財船と中崎公会堂の指定について説明がありました。何かご意見やご質問などはありますでしょうか。

- (柏木委員) 中崎公会堂は、現在集会場や武道場として市民の方が利用されているということですが、指定後に市民の方の使用や手続き等に変更が生じることはありますか。
- (池田課長) 現在は、国の登録文化財ですが、それが市の指定文化財になったということで、特に手続等で市民の方に影響はございません。
- (北條教育長) 国の登録に重なって、市も指定ということでしょうか。
- (池田課長) 国の登録文化財が市の指定文化財になることで、国の登録文化財からは外れることとなります。
- (川本委員) とても古い建物だと思うのですがけれども、耐震構造や建替えたことがあるのか等教えてください。
- (稲原職員) 中崎公会堂につきましては、築造以来建替えた形跡はございません。阪神・淡路大震災の折に、一部屋根瓦が破損したということで、修繕をした記録はございますが、全面的な改装という事実はございません。耐震化につきましても、震災の後にも殆どズレがなかったということで、耐震性も十分であるということです。
- (川本委員) これまで御厨神社にあった弁財船模型を、この度文化財へ指定することになったわけですが、このタイミングというのは、何か理由があるのでしょうか。
- (稲原職員) 御厨神社の船模型につきましては、長らく神社の拝殿に置いていたものですが、昨年、文化博物館で「明石の木造船」という企画展をした際にお借りして、初めて外部で展示をさせていただいた経緯があります。その際に、詳細を調べていったところ、船底の刻字等から意義が見いだされ、この度の指定になったという経緯がございます。
- (橋委員) 中崎公会堂ですが、国の指定が先にあって、この度市の指定にということですが、普通に考えると、市が先に指定してから国にという流

れかと思うのですが、市がこれまで指定をしていなかった理由が何かあるのでしょうか。

(稲原職員)

中崎公会堂につきましては、今まで国の登録文化財ということで、登録制度に基づく文化財ですので、建物の修繕といったものには補助が受けられない状況でした。これが指定文化財となりますと、より保護措置が充実されるということで、この度、建物の価値も含めて市の指定文化財に格上げをしたという次第です。以前から、この中崎公会堂の建物は文化財的な価値があるとされておりましたが、指定文化財は、比較的江戸時代のものが多く、近代的なものに関しましては、まず登録をして、それから指定に格上げをしていくという流れの中でこの度、国の登録から市の指定文化財に指定したということです。

(北條教育長)

次に、報告事項2「新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴う学校の対応」について、説明をお願いします。

(小島課長)

「新型コロナウイルス感染症の5類移行に係る学校の対応について」報告いたします。

5月8日から感染症法上における新型コロナウイルス感染症の分類が季節性インフルエンザと同等の5類に位置付けられることとなりました。この措置に伴い、罹患した場合の出席停止期間等の取扱いについて変更がございますので報告いたします。

出席停止期間については、これまで、「発症後7日間を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」を出席停止措置としておりましたが、今回の改正により、「発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」の期間となり、2日程度療養期間が短くなります。

また、濃厚接触者については、特定しないこととなりました。

今後、同学級内で患者がまん延した場合の学級閉鎖基準や、治癒後の登校開始に係る手続き等については、明石市医師会と協議させていただいたうえで決定し、学校・児童生徒の保護者及び学校医に周知してまいります。

なお、今回の改正に伴う、学校生活上の感染症対策につきましても、国の通知等を参考にしながら、適切に対応してまいります。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますでしょうか。

それではこれより非公開審議となります。報告事項 3「著作権侵害に基づく賠償請求和解」について、報告をお願いします。

(小島課長)

(報告)

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますでしょうか。

(各委員)

(質疑・意見交換)

(北條教育長)

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第8回定例会を終了いたします。

(14:50 閉会)